

# 公益財団法人 細胞科学研究財団

## 選考委員会規程

昭和 63 年 4 月 4 日 制定  
平成 24 年 4 月 1 日 移行に伴い改定  
平成 25 年 1 月 21 日 改定  
平成 29 年 4 月 1 日 改定  
令和元年 6 月 1 日 改定  
令和 2 年 6 月 1 日 改定  
令和 4 年 4 月 1 日 改定

### (設 置)

第 1 条 定款第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく事業の対象となる者を選考するため、選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目 的)

第 2 条 委員会は、理事長の諮問に応じて別に定める選考基準に基づき、定款第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事業の対象となる者を選考する。

### (委 員)

- 第 3 条 委員会は、選考委員長（以下「委員長」という。）及び 6 人以上 10 人以内の選考委員（以下「委員」という。）並びに企画委員会規程に定める専門委員で構成する。
- 2 委員の任期は選任後の 4 月 1 日より 6 年とする。
  - 3 委員は、学識経験者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。
  - 4 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。残任期間が 3 年以下の場合は、さらに 1 期就任可能とする。
  - 5 委員のうちには、この法人の役員は半数を超えて含まれてはならない。
  - 6 委員のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計が、委員総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
  - 7 委員は、理事会の決議によって解任することができる。

### (委員長)

- 第 4 条 委員会には委員長 1 名を置く。
- 2 委員長は委員または委員経験者から理事会の決議によって選定する。
  - 3 委員長の任期は選任後の 4 月 1 日より 1 年とする。再任は妨げないが最長 6 年とする。
  - 4 委員長は必要に応じて委員会を招集し、会議の議長は委員長が当たる。
  - 5 委員長が欠け、又は事故があるときは、副委員長又はあらかじめ指名された委員が、その職務を行ない、又は代理する。

6 委員長は、理事会の決議によって解任することができる。

(副委員長)

第5条 委員長は委員の中から副委員長を1名指名できる。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠け、又は事故があるときはその職務を代理する。

3 副委員長の任期は指名後の4月1日より1年とする。再任は妨げないが最長6年とする。

(名誉委員長)

第6条 この委員会に名誉委員長を置くことができる。

2 名誉委員長は、委員長経験者の中から理事会の決議により任免する。

3 名誉委員長は無報酬とし、業務の執行に関しては権限を有さないこととする。

(定足数)

第7条 委員会は委員数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決並びに書面表決等)

第8条 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3 前項の場合における前条及び第1項の規定の適用については、その委員は出席しかつ議決したものとみなす。

4 選考委員自らが応募者と直接の利害関係者（推薦人、共同研究者等）となった場合、その委員はその選考について表決に加わることはできないものとする。

(委員以外の出席)

第9条 委員長は必要があると認めるときは、委員会の同意を得て、委員以外の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(委員の秘密保持)

第10条 委員は、審議の経過及び結果、知り得た個人情報の機密事項については秘密を守らなければならない。

(議事録)

第11条 委員会の議事についてはその経過の要領、及び結果を記載した議事録を作成する。

2 議事録は委員長及び出席した委員のうち1名以上が署名捺印し、理事長に提出する。

(改廃)

第12条 この規程を改廃する場合は、理事会の承認を経て行うものとする。

(細 則)

第13条 この規程の施行についての細則は、必要に応じて、委員会の議決を経て、理事会に報告するものとする。

附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。